

ガーデンハウス藤沢台第7建築協定

概 要

- ① 階数は地階を除き2以下とする。
- ② 建築物は、分譲時の1区画に1戸建ての専用住宅とする。
- ③ 建築面積の敷地面積に対する割合は10分の5以下とする。
- ④ 延べ面積の敷地面積に対する割合は10分の10以下とする。
- ⑤ 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は道路境界線より1.0m以上後退させるものとする。ただし、物置等の付属建築物で、軒の高さ2.3m以下で、かつ、その床面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。
- ⑥ 建築物の色彩及び意匠、並びに付属建築物等は良好な住宅地に調和するものでなければならない。
- ⑦ 道路に面する垣、柵の構造は生垣またはパイプフェンス等とし、見通しの妨げとなるコンクリートブロック塀等にしてはならない。ただし、門柱及び意匠上これに付属する部分は、この限りでない。
- ⑧ 敷地内はできるだけ緑化を図り、維持管理に努めるものとする。